

答申第 606 号

平成 27 年 8 月 17 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 11 月 22 日付けで諮問された特定の社会福祉法人に関する文書一部  
非公開の件（諮問第 656 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関は、特定期間に特定の社会福祉法人の理事会、評議員会等に関して県が作成した文書、図画及び電磁的記録のうち、仮理事長及び理事の氏名並びに同法人の代表者がいない状況であることがわかる部分については、公開すべきである。

## 2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成25年5月13日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、①特定期間に特定の社会福祉法人（以下「本件法人」という。）の理事会、仮理事会、評議員会に関して県が作成した文書、図画及び電磁的記録の全て（以下「本件行政文書」と総称する。）並びに②特定の期間に実施された本件法人の指導監査の結果報告書及び講評、特定期間（以下「本件期間」という。）実施の会計検査院による監査（以下「本件検査」という。）の報告書及び講評並びに本件検査に関連して実施機関職員が作成した文書及び電磁的記録（以下「本件監査報告書等」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、本件行政文書として、別表の1から21までの文書（以下「本件議事録等」と総称する。）及び別表の22の旅費請求書（以下「本件旅費請求書」という。）を、本件監査報告書等として、別表の23の文書を特定した。  
その上で、平成25年7月12日付けで、それぞれ別表に掲げる部分が条例第5条第1号又は第2号に該当すると判断し、当該部分を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成25年9月11日付けで、知事に対し、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

## 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 公開することができない部分について

今回公開された行政文書には、多くの非公開（黒塗り）部分があり、はなはだしいページは、1ページ全部黒塗りのものもあり、個人情報のみでなく、文章全体を黒塗りにしている部分もある。非公開とした理由は、すべて条例第5条第1号（個人に関する情報）及び同条第2号（法人に関する情報）を根拠とした紋切り型の説明で納得できない。もちろん、個人情報、法人情報を守ることは重要な問題だが、それは制度の趣旨との兼ね合いで、慎重に、かつぎりぎりのところまで、精査して判断すべき問題であり、黒塗りがあまりに多すぎる。

そもそも、情報公開制度は、「県民主体の県政を確立する上において県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ」、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。」という目的で作られたもので、今回の「決定通知」は、この目的と趣旨にそぐわないものだと考える。

「公開することができない」部分については、制度の本来の趣旨に基づき再検討を行い、公開することを求める。また、それができない場合は、「公開することができない」理由をそれぞれの文書に沿って、具体的に説明いただきたい。

## （2）本件旅費請求書について

実施機関職員の自宅以外で非公開とされている部分があるが、その理由は何か。公開の再検討をお願いすると同時に、それができない場合は、その理由の具体的な説明をお願いする。

本件旅費請求書の中で、いくつかの欄が全く空欄になっているものが多く見受けられるので、その理由の説明をお願いする。

公開された行政文書の中に、私が請求している出張の復命書あるいは報告書（以下「本件復命書」という。）がないが、その理由の説明をお願いする。出張した場合は、復命書が必要なのではないか。

## （3）本件検査の報告書及び講評並びに本件検査に関連して実施機関職員が作成した文書及び電磁的記録（以下「本件検査文書」と総称する。）について

本件検査文書は一切公開されていない。この文書の存在の有無について知らせていただきたく、存在する場合は公開を求める。

#### 4 実施機関（保健福祉局福祉部介護保険課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

##### （1）条例第5条第1号該当の点について

個人に関する情報である、氏名、職業、住所、従業員のヒアリング内容、旅費支給額等は、公開することにより特定の個人が認識される可能性があり、プライバシー保護の観点からそのおそれのある情報も含めて、原則非公開とした。

##### （2）条例第5条第2号該当の点について

仮理事、理事、評議員（候補者含む）の推薦理由や経験等の情報は法人の人事管理に関する情報であり、理事会等議事内容の一部、議案の審議内容の一部については、経営方針等法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより信用上の正当な利益を害する可能性があるとして判断し、非公開とした。

また、法人の経緯、現状認識、運営上の問題点、法人意見・意向、対応内容の一部、今後の対応等に関する情報については、法人の事業運営や経営状況等が推測されうる情報であり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。

さらに指摘事項の概要の状況、実地監査・実地検査における聴取事項等の内容については、法人の事業状況、今後の運営に影響があると思われる情報であるため、公表することにより正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。

##### （3）本件復命書について

復命書の内容に相当する事項は、本件議事録等に記録していたため、別途復命書は作成していない。

##### （4）本件検査文書について

本件検査は、保健福祉局総務室が担当であり、本件期間に県庁と県内各施設等で行われた。本件法人においては特定日に実地検査を実施しているが、介護保険課は立会いを行っておらず、本件検査文書は存在しない。

本件処分では、公開することができない部分の記載が不十分であったが、不存在であるため非公開とした。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、異議申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

### (2) 本件議事録等について

#### ア 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

#### (ア) 条例第5条第1号本文該当性について

a 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

b 本件議事録等に記載されている理事、評議員（候補者含む）、仮理事長、仮理事、議事録署名人及び従業員の氏名、年齢、職業及び住所（以下「本件理事等情報」と総称する。）は、特定の個人が識別又は識別されうる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

#### (イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

#### a 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

(a) 条例第5条第1号ただし書イは「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

(b) 仮理事長の氏名は、仮とはいえ法人を代表する者であることから、当該情報は公示すべき事柄であり、同号ただし書イに該当すると判断する。

(c) 理事の氏名は、登記事項ではないが、県ホームページで公開されていることから、同号ただし書イに該当すると判断する。

(d) 仮理事の氏名は、本来は一時的な存在であり、県ホームページにおいても公開はしていないことから、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(e) 議事録署名人に仮理事長が署名した場合は、上記(b)のとおり同号ただし書イに該当すると判断する。

(f) 議事録署名人に仮理事長以外が署名した場合は、議事録署名人として公になる慣例はないことから、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(g) その他の本件理事等情報については、公にする慣例はないことから、同号ただし書イに該当しないと判断する。

b 本件理事等情報は「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

#### イ 条例第5条第2号該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(ア) 本件議事録等に記載されている議事内容については、本件法人の代表者がいない状況であることが分かる部分（以下「本件状況」という。）を除き、本件法人の内部状況が詳細に記載されており、公開することにより本件法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

#### (イ) 本件状況について

社会福祉法人は、法令の定めからすると非常に公益性の高い法人であることを踏まえると、本件法人の代表者がいない状況であるというのは

公益に非常に密接に関係する状況であり、公開することにより正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、むしろ一般に公開する必要があるものと考えられ、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(3) 本件旅費請求書について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものとされる。

ウ 本件旅費請求書において非公開とされた用務地には、個人だけでなく団体名も記載されているが、団体名では個人が識別され、若しくは識別され得る情報とまでは言えない。ただし、調整的立場である県職員が、いついかなる団体の者と会ったかという情報は、公開することにより、県が本件法人の関係者間を調整するという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(4) 本件復命書について

神奈川県職員服務規程においては、公務旅行に関し、原則として復命書の提出を規定しているが、上司に随行した場合や、軽易な事項についてはこの限りではないとしている。

本案件において実際に出張しているのは、旅行命令権者である課長又は課長代理であったため、同規程を踏まえると、本件復命書が不存在であっても不自然な点は見当たらない。

## 6 付言

### (1) 不存在文書について

本件処分においては、本件検査文書について、不存在であることをその理由とともに明記すべきであるところ、実施機関においてはこれを行っていなかったことは不適切と言わざるを得ない。

実施機関は、請求内容を十分精査し、決定内容に漏れがないよう的確に対応することが望まれる。

### (2) 非公開部分の不統一について

本件処分において条例第5条第1号に該当するため非公開と整理されている仮理事長の氏名等について、数か所では公開されているなど、非公開部分の取扱いに不統一がみられる。今後、実施機関においては、公開決定の重要性に鑑み、誤りのない適切な処分をすることが望まれる。

### (3) 本件旅費請求書の白抜き部分について

本件旅費請求書には白抜きで公開された部分が存在した。本件法人に関係のない用務地への出張に係る部分を削除したものと認められるが、そのような処理を行う場合にあっては、実施機関はその旨を請求者に説明した上で「請求対象外」と明記するなど、白抜きとした趣旨を請求者に説明し、了解を得るべきであった。今後は適切な対応をされるよう留意されたい。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

番号	対象文書	非公開部分	根拠条文
1	打合せ資料	仮理事、評議員（候補者含む）等氏名、年齢、職業、住所	条例第5条第1号
		審議事項、候補者の職種、経験等の情報	条例第5条第2号
2	理事等の候補者名簿	理事、評議員（候補者含む）等氏名、年齢、職業	条例第5条第1号
		候補者の職種、経験等の情報	条例第5条第2号
3	仮理事会等の進行について	議事内容の一部	条例第5条第2号
4	役員選任の流れ	仮理事、評議員（候補者含む）等氏名	条例第5条第1号
		法人運営上の問題点、今後の対応	条例第5条第2号
5	特定年度第1回理事会進行表	理事、評議員（候補者含む）等氏名	条例第5条第1号
		議案の審議内容の一部	条例第5条第2号
6	第1回仮理事会進行表	理事、評議員（候補者含む）等氏名	条例第5条第1号
		議案の審議内容の一部	条例第5条第2号
7	評議員候補者の推薦理由	候補者	条例第5条第1号
		推薦理由	条例第5条第2号
8	対応方針等	理事、評議員（候補者含む）等氏名、職業	条例第5条第1号
		経緯、法人運営上の問題点、今後の対応方針	条例第5条第2号
9	相談対応記録	理事、評議員（候補者含む）等氏名、職業、住所	条例第5条第1号
		法人の状況、現状認識、意向、意見の一部又は全部、対応内容の一部	条例第5条第2号
10	視察・ヒアリング等記録票	法人関係者氏名	条例第5条第1号
		法人意見、現状、状況の一部	条例第5条第2号
11	理事長に対する確認事項	法人状況、現状認識の確認の一部	条例第5条第2号
12	対応記録	理事、評議員（候補者含む）等氏名	条例第5条第1号
		法人状況、現状認識、意向、意	条例第5条

		見の一部又は全部	第2号
13	特定年度第1回～第4回仮理事会、第1回評議員、第1回理事会議事録等	理事、仮理事、評議員（候補者含む）等氏名、職業、住所	条例第5条第1号
		議案の審議内容の一部	条例第5条第2号
14	役員・評議員について	関係者等氏名、職業	条例第5条第1号
		法人内部の経過・状況の内容及び今後の対応、考え方の一部	条例第5条第2号
15	視察メモ	法人の回答の一部	条例第5条第2号
16	現況視察時課長口述	評議員氏名	条例第5条第1号
		仮理事選任方針説明の一部	条例第5条第2号
17	役員選任手順案	関係者等氏名	条例第5条第1号
18	仮理事候補者等への説明日程一覧	理事、評議員、監事、関係者（候補者含む）氏名	条例第5条第1号
19	仮理事選任の決裁文書	理事、評議員（候補者含む）氏名、職業、住所	条例第5条第1号
		候補者の職種、経験等の情報	条例第5条第2号
20	仮理事選任に係る必要書類の提出依頼に係る決裁文書	理事、評議員（候補者含む）氏名、職業、住所	条例第5条第1号
		候補者の職種、経験等の情報	条例第5条第2号
21	意見聴取	関係者氏名、職業、備考	条例第5条第1号
		回答	条例第5条第2号
22	旅費請求書	理事、評議員（候補者含む）等氏名、職業、住所、職員番号、職員住所の一部、概算/精算の別、支給額、概算額、概算受領印、精算額、追求（戻入）額、受領印、精算確認印	条例第5条第1号
23	指導監査結果に係る決裁文書	従業員等氏名、人権侵害防止に関するヒアリング	条例第5条第1号
		指摘事項の概要の状況、実地監査・実地検査における聴取事項等の内容	条例第5条第2号

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 11 月 22 日	○ 諮問
12 月 16 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 26 年 1 月 14 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
1 月 24 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
2 月 18 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 27 年 1 月 19 日 (第 136 回部会)	○ 審議
2 月 20 日 (第 137 回部会)	○ 実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3 月 11 日 (第 138 回部会)	○ 異議申立人から意見を聴取
4 月 14 日 (第 139 回部会)	○ 審議
5 月 12 日 (第 140 回部会)	○ 審議
6 月 16 日 (第 141 回部会)	○ 審議
7 月 17 日 (第 142 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関 東 学 院 大 学 教 授	
市 川 統 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 ( 部 会 長 を 兼 ね る )
遠 矢 登	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長

(平成 27 年 8 月 17 日現在) (五十音順)